

○鎌倉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鎌倉市介護保険条例（平成12年3月28日条例第31号。以下「条例」という。）第12条に規定する保険料の徴収猶予及び条例第13条に規定する保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の事由)

**第2条** 条例第12条第5号の公益上特に必要があると認めるときとあるのは、同条第2号から第4号までに規定する事由以外の事由により、第1号被保険者の属する世帯（生計を一にしている者を含む）が生活困窮である場合とする。ただし、当該第1号被保険者が生活保護受給者、市民税課税者又は居宅用以外の活用できる土地・家屋を所有している者を除くものとする。

(減免の事由)

**第3条** 条例第13条第1項第5号の公益上特に必要があると認めるときとあるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 前条の規定に該当する場合。

(2) 第1号被保険者が刑事施設・労務場その他これらに準ずる施設に拘禁され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第63条による給付制限を受けることとなった場合。

(対象保険料)

**第4条** 徴収猶予又は減免の対象とする保険料は、申請のあった日の属する月以降の月割保険料額とする。ただし、当該年度に第1号被保険者の資格を取得した者の徴収猶予又は減免の対象とする保険料は、当該年度における最初の保険料の納期が到来するまでの間に申請があった場合に限る。資格取得日の属する月以降の月割保険料額とする。

2 条例第12条第1号又は第13条第1項第1号に規定する災害による場合は、前項の規定にかかわらず、事由の発生した日の属する月以降の月割保険料額とする。

3 第3条第2号に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、法63条による給付制限に該当することとなった日の属する月から、該当しなくなった日の属する月の前月までの月割保険料額とする。

(申請)

**第5条** 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、介護保険料徴収猶予申請書（第1号様式）又は介護保険料減免申請書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(減免基準等)

**第6条** 保険料を減免する場合の減免の基準、減免率及び減免期間は、別表のとおりとする。ただし、条例第13条第1項第1号における事由以外においては、前年度以前に徴収猶予又は減免を受けた者が当該保険料を滞納している場合には、徴収猶予又は減免を承認しないことができるものとする。

(承認等)

**第7条** 市長は、第5条に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査し、介護保険料徴収猶予決定通知書(第3号様式)又は介護保険料減免決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(徴収猶予の取消し)

**第8条** 市長は、保険料の徴収猶予を受けた者(以下「猶予者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、その承認の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により徴収猶予の承認を受けたとき。
- (2) 徴収猶予の期限までに当該保険料の一部を納付しないとき。
- (3) 猶予者が徴収猶予の事由に該当しなくなったことにより、徴収を猶予することが不適当と認められるとき。

2 前項の場合において、市長は、緊急の必要がある場合を除き、あらかじめ当該猶予者の弁明を聴くものとする。ただし、その者が正当な理由なく弁明しない場合においては、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは、介護保険料徴収猶予等取消通知書(第5号様式)により猶予者に通知するものとする。

(減免の取消し)

**第9条** 市長は、保険料の減免を受けた者(以下「減免者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により保険料の減免の承認を受けたとき。
- (2) 減免者が減免の事由に該当しなくなったことにより保険料を減免することが不適当と認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、保険料の減免の取消しについて準用する。この場合において、「猶予者」とあるのは「減免者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

**第10条** 条例第13条第1項第2号から第4号までと同項第5号の減免事由が競合する場合において

は、後者を適用するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、保険料の徴収猶予及び減免について必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。